

ること、是非この仕組みを活用して多くの事業者の皆さんが時間短縮に応じたいただけるように私どもも取り組んでいるところであります。

それぞれの地域によって当然家賃とか人件費とかも違いますので、金額は変わってまいります。私ども、年末年始はやはり書き入れ時、本来なら多くのお客さんが来られる時期でありますので、その意味を込めまして月額換算最大百二十万円というところで、これ全国の平均の家賃が数十万円、まあいろんな調査がありますので、ざっくり言って月額数十万円程度ですので、かなりの部分をカバーできると。また、人件費については、雇用調整助成金もパート、アルバイトの方も含めて出せますので、中小企業の皆さんには一〇〇%出せますので、そういったことから勘案してこの金額を私どもも設定をしたところであります。

そして、既に今年、もう既にある一次、二次補正での交付金で五百億円を確保しておりますので、そして今回新たに三次補正でプラス二千億円ということでもあります。私どもこれで対応できるものと思っておりますが、もちろん予備費もありませんので、臨機応変に対応していきたいというふうに考えております。

○田村智子君 こういう額じゃ全然やっていけないって、東京だつて百万で本当にできるのかって事態ですから、これ、今からちゃんとお金準備しているから協力金どの自治体も出してねというぐらいいの、こつちの旗を振るべきなんです。強く求めておきます。

医療機関への支援については、十二月一日、緊急包括支援交付金を使いにくいということを具体的に指摘をして、医療従事者への直接の支援となる減収補填、これ強く求めました。本当に一日も早く決断してください。

その上で、医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業について聞きます。  
厚生労働省の例示は極めて限定的なので、日本医師会が厚労省と協議をして、診療体制維持に資する経費が幅広く支援対象となることが明確に

なつたと十一月二十五日に会見で述べています。厚労省に確認したところ、この日医の発表内容と厚労省の考えにそこは合っていないことでした。自治体によっては厚労省が出した文書が全てという対応があるとも聞きます。そこが合っていないのなか、文書で全自治体に周知すべきではないですか。

○政府参考人(間隆一郎君) ただいま委員から御指摘のありました医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業につきましては、従前から勤務している者や通常の医療を行う者に係る人件費は対象外でございますけれども、補助金の目的に合致する限り、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用については幅広く対象とするということは今までもパンフレット等でお知らせしてきたところでございます。

その上で、ただいま委員の御指摘のありました日本医師会の文書につきましては、個別の事例ごとに、目的に合致している場合には補助対象となり得る経費の具体例を示されたものと承知しております。今後、こうしたものについて、文書の発出についても検討したいと思えます。

○田村智子君 これ、医療機関からの申請、原則一回なんです。既に狭い範囲で申請した医療機関の再度の申請、これ、東京保険医協会などが要望をしております。厚労省は、自治体からの問合せがあれば変更申請を柔軟に認めても構わないと答えているということですけども、それでは不十分です。変更申請を柔軟に認めても差し支えない、このことも含めて、医療機関が困らないよう自治体への周知に努めていただきたいと思えます。

以上で新型コロナウイルスの質問を終わりますので、西村大臣と厚労省の方、御退席いただいて構いません。  
○委員長(森屋宏君) 御退席いただいて結構です。

○田村智子君 それでは、学術会議の問題についてお聞きします。  
十一月十七日の内閣委員会で、官邸による日本学術会議への人事介入は二〇一六年夏、二〇一八年夏の補欠人事から始まったのではないかと質問し、補欠推薦が見送られた経緯が分かる文書の提出を求めたところ、先週、学術会議選考委員会の審議概要メモが提出されました。資料でも配付しています。

平成二十八年、二〇一六年七月十四日、第二十三期の第九回選考委員会、定年となる三人の後任について推薦順位を付けて各二名を決定しています。その上で、なお、本委員会後、事務局において、任命権者が内閣総理大臣であり、総理に推薦する関係で、官邸に経緯説明に行く予定であるとあります。

八月二十四日、第十回選考委員会では、事務局から、この説明の結果、官房副長官からの回答が報告されています。どのような内容か、また、この官房副長官とは杉田氏のことなのか、お答えください。

○政府参考人(福井仁史君) 日本学術会議事務局長でございます。お答えをさせていただきます。  
御質問の平成二十八年八月二十四日、第十回選考委員会の審議参考メモ、これを読みますと、当時の選考委員会の委員長、これは当時の会長の大西隆会長御自身でございますが、この委員長から、事務局長から受けた報告ということを説明しております。これを読みますと、事務局長から行いました任命権者側への説明というのは、平成二十八年十月までに三人の会員の欠員が生じることから、補欠一人に対して候補者二人の名簿に推薦順位を付して任命権者側に御説明をしたということでございます。

これに対して、説明の後ということでございますが、任命権者側の方から、三人の補欠人事のうち二人については推薦順位を入れ替えるよう、一人については意見なしとの回答があったと、この報告を受けたと委員長から御説明しているところでございます。

なお、御指摘の官房副長官につきましては、この文書にははつきり書かれておりません。その後、大西当時の委員長から、改めて私も官邸に行つて官房副長官と話をしてきたという記述もあるんですが、委員に提出いたしましたほかの文書を見ますと、この時期、大西会長が杉田官房副長官とお会いしていること、これは明らかになっているところでございます。

○田村智子君 まあ事実上、杉田官房副長官とお認めになったということですね。  
杉田官房副長官が二人について推薦名簿を変更しろと回答した。この事態を報告するに当たり、当時の大西会長は官邸への事前説明の経緯についても報告しています。

前々回、補欠一名に対し候補者一名という名簿を官房副長官に説明したところ、複数名の候補者の提示を求められたとあります。この前々回というのは何年何月の補欠人事のことですか。

○政府参考人(福井仁史君) この審議参考メモにおける前々回と申しておりますのは、恐らく、平成二十七年に生じた会員一人の欠員に関しまして、平成二十七年の十月総会の承認を得て推薦されまして、二十七年十一月に任命された補欠人事のことであろうと認識しております。

○田村智子君 平成二十七年、つまり二〇一五年、安倍政権の下で、任命すべき人数よりも多い名簿での事前説明を官房副長官が要求するようになったということですか。

八月二十四日の審議概要に戻ります。  
大西会長は、改めて私も官邸に行つて官房副長官と話をしてきたが、理由については明言しないとのことであつた。次回以降について、官邸側は推薦順位を付けない名簿の提示を期待しているなど報告しています。これに対し、委員からは、学術の独立性とは人事の独立性でもある、あるいは、理由を明言しないことが理解できない、また、重要な問題が起つたと認識しているなど厳